

連結同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書

連結事業年度	法人名					
当期連結留保金額の計算	所 得 基 準 額 の 計 算	連結所得金額仮計 (別表四の二「41の①」)	12	円		
		分割前事業年度等の欠損金の損金算入額 (別表四の二「8の①」)	13			
		連結法人税額 (別表一の二(一)「4」+「5」+「7」+「10の外書」-「11」-「43」)	2			
		受取配当等の益金不算入額 (別表八の二「12」から令第155条の24の配当等の額に係る金額を除いた金額)	14			
		各連結法人の住民税額の合計額 (別表三の二付表「8」の合計額)	3			
		法人税額の還付金等(過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。) (別表四の二「26の①」)	15			
		当期連結留保金額 (1)-(2)-(3)	4			
		技術等海外取引の連結所得の特別控除額 (別表三の二付表「24」の合計額)	16			
		新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表三の二付表「25」の合計額)	17			
		沖繩の認定法人の連結所得の特別控除額 (別表三の二付表「26」の合計額)	18			
		連結親法人の期末資本の金額又は出資金額	5			
		新規取得土地等に係る累積損金不算入負債利子額の損金算入額 (別表三の二付表「27」の合計額)	19			
		積立金の基準額	6			
		収用等の場合等の連結所得の特別控除額(別表十の二「18」、「31」、「34」及び「37」又は「44」)	20			
		期首連結利益積立金額 (別表五の二(一)「20の①」)	7			
		肉用牛の売却に係る連結所得の特別控除額 (別表三の二付表「29」の合計額)	21			
		期中増減の計	8			
		特定子会社の子会社株式等の譲渡利益相当額の損金算入額 (別表三の二付表「30」の合計額)	22			
		課税済留保金額の損金算入額 (別表三の二付表「31」の合計額)	23			
		課税対象留保金額の益金算入額 (別表三の二付表「32」の合計額)	24			
		連結所得等の金額 (12)+(13)+(14)+(15)+(16)+(17)+(18)+(19)+(20)+(21)+(22)+(23)-(24)	25			
		所得基準額 (25)×35%	26			
		期末連結利益積立金額 (7)+(8)-(9)	10			
		定額基準額 $1,500万円 \times \frac{1}{12}$	27			
		積立金基準額 (6)-(10)	11			
		連結留保控除額 (11)、(26)と(27)のうち多い金額)	28			
		課税連結留保金額 (4)-(28)	29	000		
		連結留保金額に対する税額の計算				
		課税連結留保金額			税額	
年3,000万円相当額以下の金額 (29)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額)	30	円 000	(30)の10%相当額	34	円	
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (29)-(30)又は(1億円× $\frac{1}{12}$ -(30))のいずれか少ない金額)	31	000	(31)の15%相当額	35		
年1億円相当額を超える金額 (29)-(30)-(31)	32	000	(32)の20%相当額	36		
計(29) (30)+(31)+(32)	33	000	計 (34)+(35)+(36)又は((34)+(35)+(36))× $\frac{95}{100}$	37		

別表三の二 平十五・三・三十一以後終了連結事業年度分

別表三の二の記載の仕方

- この明細書は、同族会社に該当する連結親法人が法第81条の13（連結同族会社の特別税率）（措置法第68条の109第3項（連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の特例）の規定により読み替えて適用される場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 「連結法人税額2」の金額がマイナスとなる場合には、0と記載します。
- 「積立金基準額11」の金額がマイナスとなる場合には、0と記載します。

なお、「期末連結利益積立金額10」の金額がマイナス（△）である場合には、「同上の25%相当額6」の金額にそのマイナスの金額を加算した金額を記載します。
- 「定額基準額（ $1,500万円 \times \frac{1}{12}$ ）27」の「 $\frac{1}{12}$ 」の分子には、当期の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。
- 「課税連結留保金額」の「30」及び「31」の各欄中、「 $\frac{1}{12}$ 」の分子には、当期の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。
- 「年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 31
（ $(29) - (30)$ ）又は（ $1億円 \times \frac{1}{12} - (30)$ ）のいずれか少ない金額」の金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「課税連結留保金額29」で切り捨てた1,000円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。
- 「計 37
（ $(34) + (35) + (36)$ ）又は（ $((34) + (35) + (36)) \times \frac{95}{100}$ ）」の欄は、連結親法人の期末の資本又は出資の金額が1億円以下であるものの平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間に開始した各連結事業年度については、「34」、「35」及び「36」の合計額の95%相当額を記載し、その他の連結事業年度については、「34」、「35」及び「36」の合計額を記載します。